

1. 工事における総合評価落札方式について

- 総合評価落札方式では、技術評価点と価格評価点を合算した評価値が最も高い者を落札者とする
こととしています。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

- 価格評価点は契約制限価格を下回るにつれて上昇しますが、**価格評価基準額**で最高点(100点)となります。この額を下回る場合は過度な低入札として価格評価点を加算しません。(0点)
- 現在、価格評価基準額はすべての工種において①により定めることとしていますが、今回の見直しにより、土木工事のみ②により定めることとしています。
なお、機器設置系工種では、入札参加者の入札額とこのように算出した価格評価基準額のうちどちらか小さい方としています。

- | |
|--|
| ① 直接工事費 + 共通仮設費(積上分) + 共通仮設費(率計上分) |
| ② 直接工事費 + 共通仮設費(積上分) + 共通仮設費(率計上分) + 現場管理費 × 0.25
[上限 85% 下限 75%] |

- ① 土木工事以外の工事 (従来どおり)

審査対象基準価格(=価格評価基準額) (上限85%—下限75%)

直接工事費 + 共通仮設費				
直接工事費	共通仮設費 (積上計上)	共通仮設費 (率計上)	現場管理費	一般管理費等

- ② 土木工事のみ現場管理費の25%を加算

審査対象基準価格(=価格評価基準額) (上限85%—下限75%)

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × 0.25				
直接工事費	共通仮設費 (積上計上)	共通仮設費 (率計上)	現場管理費	一般管理費等
			25%	

2. 低入札調査について

低入札調査を実施する基準額を**審査対象基準価格**といいます。これを下回る入札者が落札予定者となる場合、低入札調査を実施します。(ただし、価格落札方式の土木工事系工種は除く)

この額は価格評価基準額と算出方法は同一です。

なお、総合評価落札方式における機器設置系工種では入札参加者の入札額と審査対象基準価格のうちどちらか低い方を価格評価基準額としています。

3. 最低制限価格について

価格落札方式の場合、土木工事系工種では自動的に失格となる基準額(最低制限価格)を設定します。この額は価格評価基準額と算出方法は同一です。

なお、機器設置系工種の場合、最低制限価格の設定はありません。

※ 土木工事系工種と機器設置系工種

- 土木工事系工種とは

(土木、土木補修、舗装、PC 橋上部工、鋼橋上部工、建築、電気、管、区画線、のり面処理、防護さく、遮音壁、標識、道路保全土木、道路保全施設)

- 機器設置系工種とは

(トンネル非常用設備、受配電設備、遠方監視制御設備、伝送交換設備、交通情報設備、無線設備、トンネル換気設備、機械設備、通信、塗装、造園)